



フォークリフト運転技能講習資料

法 令 編

SAMPLE

◆この教材はサンプル版です。

ヒロテックは、本サンプル教材の使用が以下の行為をすることを禁止します。

本サンプル教材を保存した媒体以外の、他の記録媒体（ハードディスクを含む）に複製すること

本サンプル教材を閲覧以外の目的に利用すること

本サンプル教材を営利目的で紙媒体に印刷し販売すること

本サンプル教材の内容の一部または全部をヒロテックに無断でインターネット上に掲載することまたは第三者に貸与・譲渡・販売すること

◆著作権の帰属

教材の著作権は、ヒロテックに帰属しています。



- 1 労働安全衛生法の目的と背景
 - 1-1 事業者の責務
 - 1-2 運転者の責務
 - 1-3 作業主任者・教育
 - 1-4 免許の必要性
- 2 事業者が講ずべき措置
- 3 定期自主検査
 - 3-1 年次自主検査
 - 3-2 月次自主検査
 - 3-3 始業時点検
- 4 特定自主検査
- 5 フォークリフト関連法体系
- 6 荷役作業にかかわる法体系
- 7 フォークリフトの運転業務資格
- 8 技能講習修了証の再発行・書換え
- 9 フォークリフトの基準荷重中心
- 10 フォークリフトの定格荷重・許容荷重
- 11 フォークリフト構造規格
- 12 フォークリフト運転技能講習規程
- 13 運転技能講習実技試験コース規程

終了

使用許諾条件について

目次

次ページ

前ページ

戻る

1 労働安全衛生法の目的と背景



(目 的)

第 1 条 この法律は労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)と相まって、労働災害の防止 のため危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ず る等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより **職場における労働者の安全と健康** を確保するとともに、**快適な職場環境の形成** を促進することを目的 とする。

- (1) 職場での労働者の安全と健康を確保。
- (2) 快適な職場環境の形成。



労働災害の防止

次ページに続く▶▶



作業者の安全・健康の確保、並びに快適な職場環境を形成するための法体系
(概要)

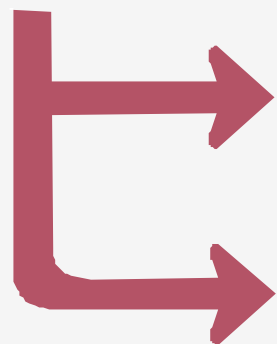


安全はすべてに優先します。
安全を保つには、
たゆまぬ努力が必要です。



1-1 事業者の責務

労働災害を防止を実行するために



(1) 事業者の責務

(2) 労働者の責務

■ 事業者等の責務（労働安全衛生法第3条）



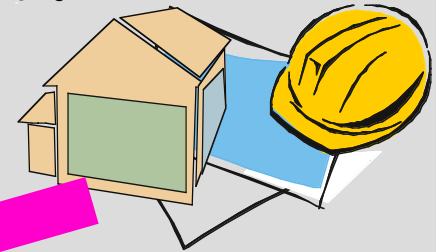
第3条 事業者は、単にこの法律で定める **労働災害の防止** のための最低基準を守るだけでなく、**快適な職場環境の実現** と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する対策に協力するようにしなければならない。

次ページに続く ➡

■ 事業者の講ずべき措置等 (労働安全衛生法(抄))

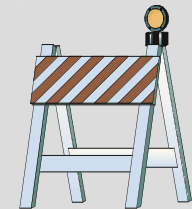
第20条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- ① 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- ② 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- ③ 電気、熱その他のエネルギーによる危険



第21条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務に際して、作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第24条 事業者は、労働者の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。



第25条 事業者は労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を作業場から退避させる等必要な措置を講じなければならない。

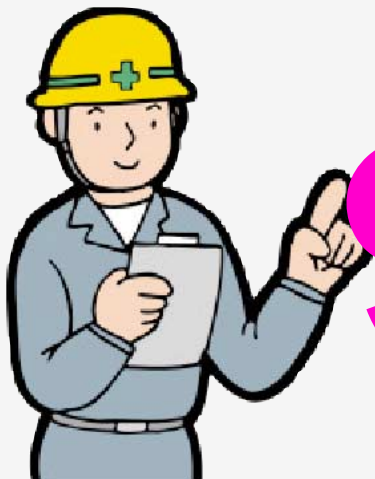
SAMPLE



1-2 運転者の責務

■ フォークリフト運転者の責務（労働安全衛生法(抄)第26条）

第26条 労働者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。



SAMPLE

事業者の責務に準じ、作業行動を行い、**労働災害防止**
のために定められた規定を守る ことが必要

1-3 作業主任者・教育

■ 作業主任者 （労働安全衛生法(抄) 第14条）



事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長若しくは都道府県労働局長の指定する者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の範囲に応じ、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の安全衛生に関する事項を行わせなければならない。

■ 安全管理者等に対する教育等 （労働安全衛生法(抄) 第19条の2）



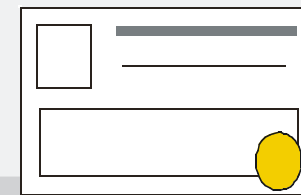
事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者その他労働災害の防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければならない。

SAMPLE



1-4 免許の必要性

■ 就業制限（労働安全衛生法(抄) 第61条）



事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長若しくは都道府県労働局長の登録した者が行っている当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

2 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行ってはならない。

3 第1項の規定により当該業務につくことができる者、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他の資格を証とする書面を携帯しなければならない。

2 事業者が講ずべき措置

労働災害等を防止するために、実際の作業に対する必要措置

■ 作業計画 (労働安全衛生規則(抄) 第151条の3)

事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業(不整地運搬車又は貨物自動車を用いて行う道路上の走行の作業を除く。

以下第151条の7までにおいて同じ。)を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ及び地形、当該車両かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

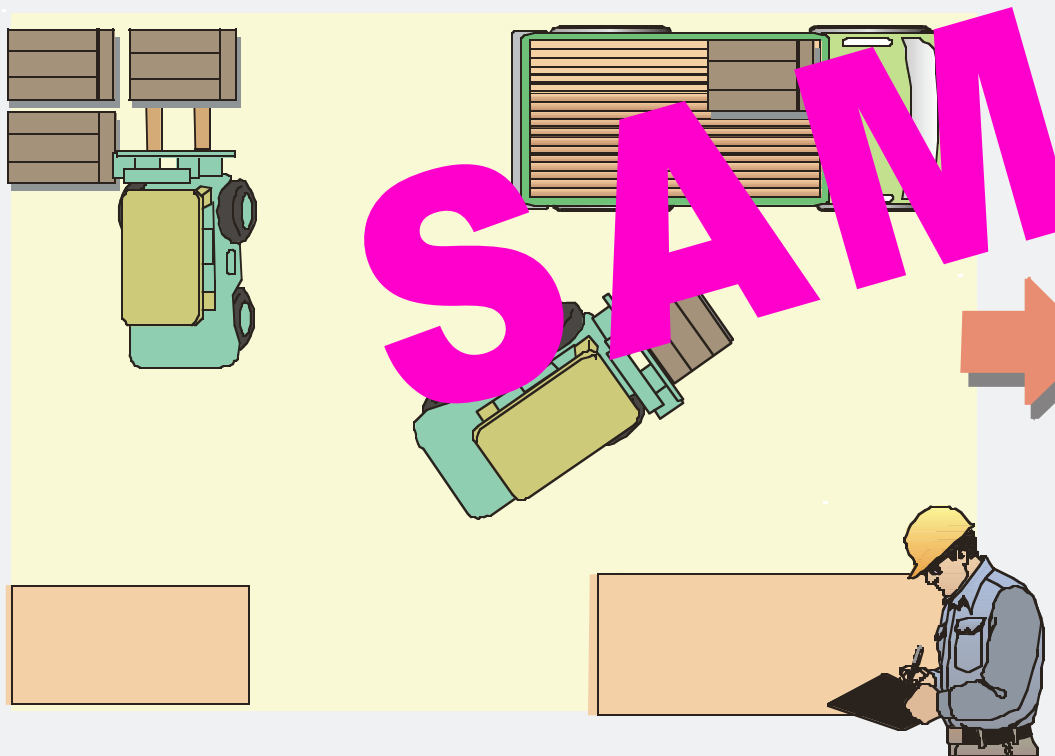
物に適したフック・リフトを選ぶ
(機械種・最大荷重 等)

SAMPLE

作業計画を作ることは
安全を先取りすること

↓

危険予知をすること



次ページに続く ➡

目次

次ページ

前ページ

戻る

■ 制限速度（労働安全衛生規則(抄) 第151条の5）

事業者は、車両系荷役運搬機械等(最高速度が毎時10キロメートル以下のものを除く。)を用いて作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の地形、地盤の状態等に応じた車両系荷役運搬機械等の適正な制限速度を定め、それにより作業を行わなければならない。

2 前項の車両系荷役運搬機械等の運転者は、同項の制限速度を超えて車両系荷役運搬機械等を運転してはならない。



荷役 5km/h
空荷 5km/h 以下

制限速度は各事業場の安全衛生委員会で決められています。確認ください。

フォークリフトを用いて作業を行なうときは、あらかじめ対象作業に係わる場所の状態に応じて適正な **制限速度** を定め、それにより作業を行なわなければならない

* 使用機種[※]の最高速度が、**10 km/h 以下** のものは除く

次ページに続く ➡

■ 接触の防止（労働安全衛生規則(抄) 第151条の7）

事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、運転中の車両系荷役運搬機械等又はその荷に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系荷役運搬機械等を誘導させるときは、この限りではない。

2 前項の車両系荷役運搬機械等の運転者は、同項ただし書の誘導者が行なう誘導に従わなければならない。



運転中の車両または積荷に接触することにより労働者に危険が生じる恐れのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。

ただし、**誘導者**を配置し、その者に車両を誘導させ、運転者が誘導者の誘導に従い作業をする場合はこの限りでない。

■ 合 図（労働安全衛生規則(抄) 第151条の8）

事業者は、車両系荷役運搬機械等について誘導者を置くときは、一定の合図を定め、誘導者に当該合図を行わせなければならない。



誘導者を配置して作業する場合、一定の合図を定め、運転者は
誘導者の合図に従わなければならない

SAMPLE

■ 立ち入り禁止（労働安全衛生規則(抄) 第151条の9）

事業者は、車両系荷役運搬機械等(構造上、フォーク、ショベル、アーム等が不意に降下することを防止する装置が組み込まれているものを除く。)については、そのフォーク、ショベル、アーム等又はこれらにより支持されている荷の下に労働者を立ち入らせてはならない。ただし、修理、点検等の作業を行う場合において、フォーク、ショベル、アーム等が不意に降下することによる労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の作業を行う労働者は、同項ただし書の安全支柱、安全ブロック等を使用しなければならない。



フォークリフトにより支持されている **荷の下**
に労働者を立入りさせてはならない
ただし、修理、点検等の作業を行なう場合において、不意に降下することによる労働者の危険を防止する安全支柱、安全ブロック等を使用して措置を講じる場合はこの限りでない

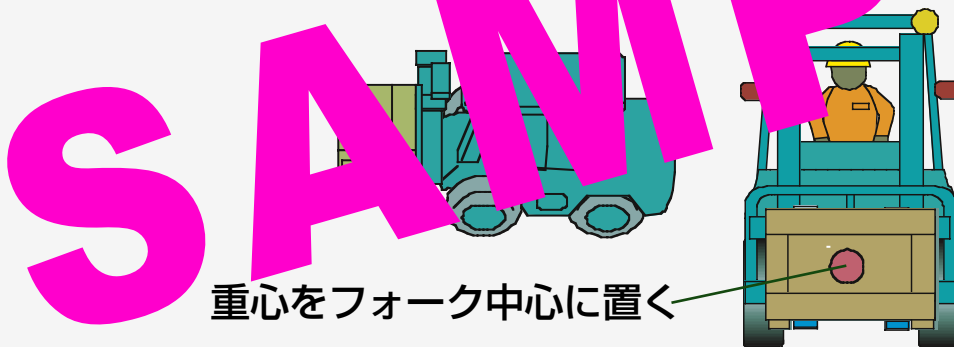
■ 荷の積載（労働安全衛生規則(抄) 第151条の10）

事業者は、車両系荷役運搬機械等に荷を積載するときは、次に定めるところによらなければならない。

- ① 偏荷重が生じないように積載すること。

運転者は荷を積載したときに荷重が一方に偏り（偏荷重）、転倒等の災害が発生しないように積載すること・・・

偏荷重が生じないように積載する



■ 運転位置から離れる場合の措置（労働安全衛生規則(抄) 第151条の11）

事業者は、車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。

- ① フォーク、ショベル等の荷役装置を **最低降下位置に置く** こと。
- ② 原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車両系荷役運搬機械等の **逸走を防止** する措置を講ずること。

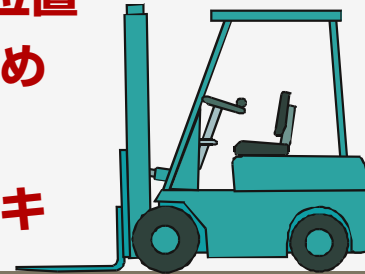
運転者が運転位置から離れる場合の運転者の義務

具体例：
1. フォークの位置

2. 車輪の輪止め

3. カギを抜く

4. 駐車ブレーキ



■ 搭乗の制限（労働安全衛生規則(抄) 第151条の13）

事業者は、車両系荷役運搬機械等(不整地運搬車及び貨物自動車を除く。)を用いて作業を行うときは、乗車席以外の箇所に労働者を乗せてはならない。ただし、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りではない。



フォークリフトでの作業を行なうときは、**乗車席以外の箇所に労働者を乗せてはならない**。ただし、墜落による労働者の危険を防止する措置を講じたときはこの限りではない。

[次ページに続く](#)

■ 主たる用途以外の使用の制限（労働安全衛生規則(抄) 第151条の14）

事業者は、車両系荷役運搬機械等を荷のつり上げ、労働者の昇降等当該車両系荷役運搬機械等の主たる用途以外の用途に使用してはならない。ただし、労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りではない。

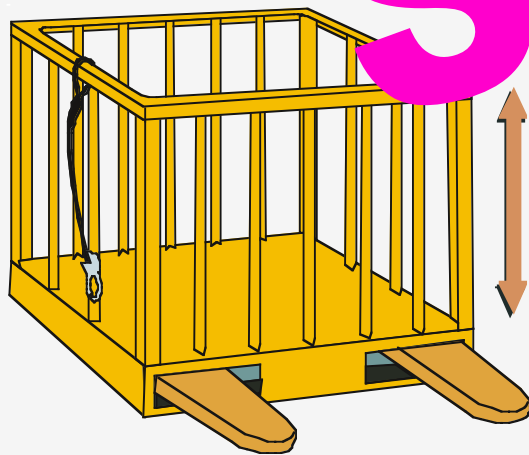


フォークリフトを荷のつり上げ、労働者の昇降等主たる用途以外に使用してはならない。

ただし、労働者に危険を及ぼすおそれがないときはこの限りでない。

*** 墜落、はさまれ、巻き込まれ等の危険の防止措置をする**

900mm～1200mm

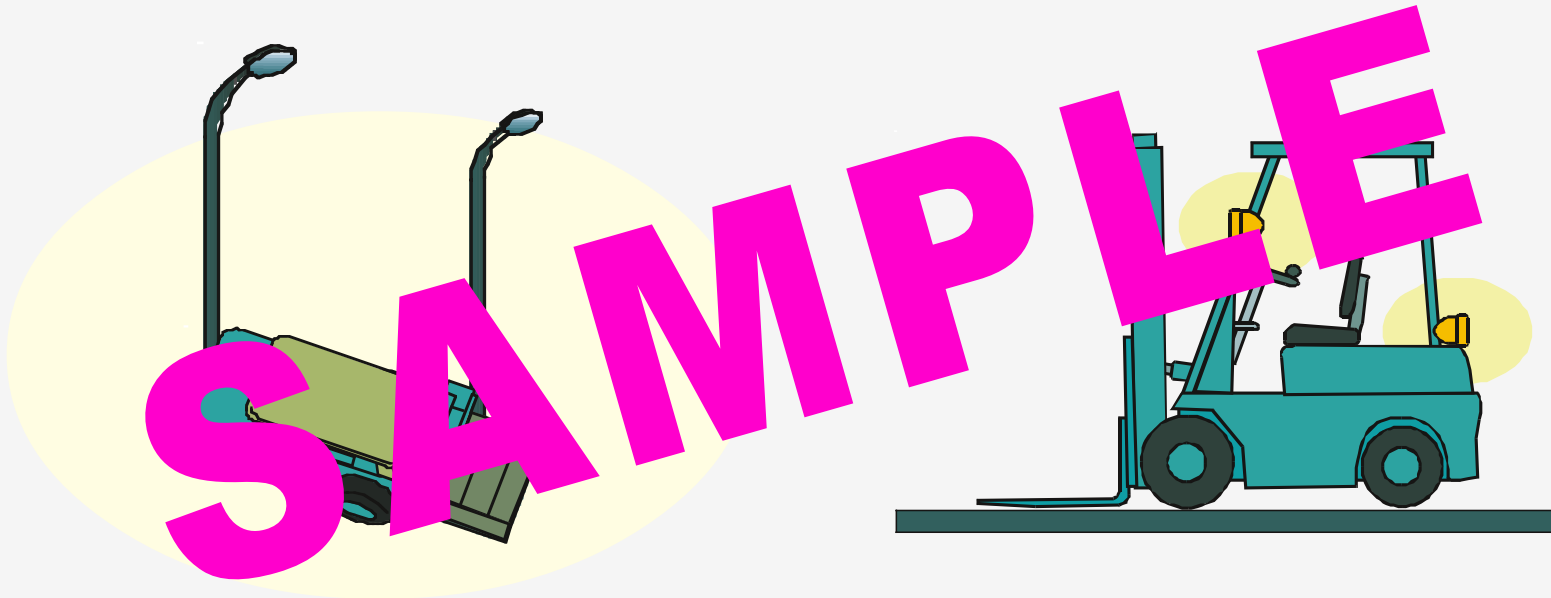


フォークリフトの転倒のおそれがない場合で、パレット等の周囲に十分な高さのですり、もしくは、柵等を設け、かつ、パレット等をフォークに固定する。
または、労働者に命綱を使用させる等の措置を講じる。

次ページに続く ➡

■ 前照燈及び後照燈（労働安全衛生規則(抄) 第151条の16）

事業者は、フォークリフトについては、前照燈及び後照燈を備えたものでなければ使用してはならない。ただし、作業を安全に行うため必要な照度が保持されている場所においては、この限りではない。

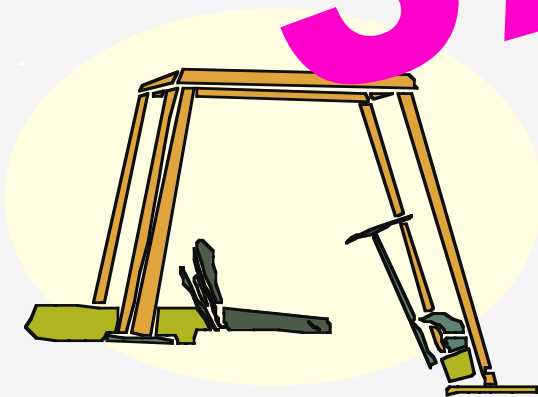


作業領域をいつも明るくしておくことが大切です。

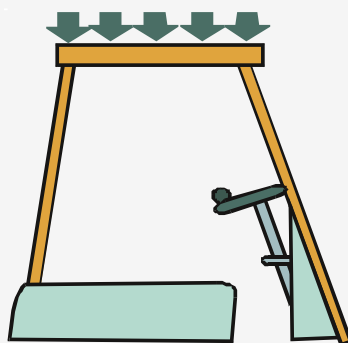
■ ヘッドガード（労働安全衛生規則(抄) 第151条の17)

事業者は、フォークリフトについては、次に定めるところに適合するヘッドガードを備えたものでなければ使用してはならない。ただし、荷の落下によりフォークリフトの運転者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りではない。

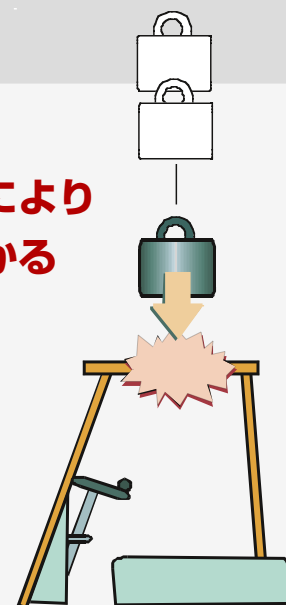
- ① 強度は、フォークリフトの最大荷重の2倍の値（その値が4トンを超えるものにあつては、4トン）の等分布静荷重に耐えるものであること。
- ② 上部わくの各開口の幅又は長さ、16センチメートル未満であること。
- ③ 運転者が座って操作する方式のフォークリフトにあつては、運転者席の上面からヘッドガードの上部わくの下面までの高さは、95センチメートル以上であること。
- ④ 運転者が立って操作する方式のフォークリフトにあつては、運転者席の床面からヘッドガードの上部わくの下面までの高さは、130センチメートル以上であること。



条文は 等分布静荷重



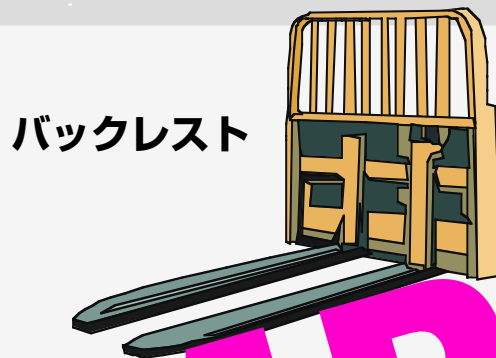
実際は落下等により
衝撃荷重がかかる



次ページに続く ➡

■ バックレスト（労働安全衛生規則(抄) 第151条の18）

事業者は、フォークリフトについては、バックレストを備えたものでなければ使用してはならない。ただし、マストの後方に荷が落下することにより労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りではない。

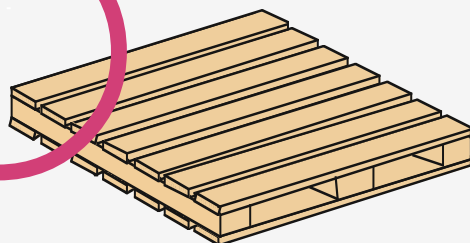
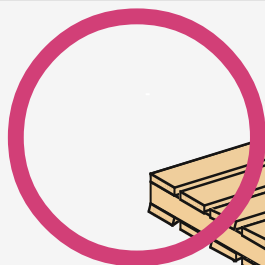


バックレスト

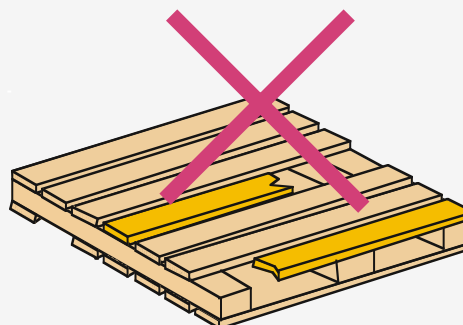
■ パレット等（労働安全衛生規則(抄) 第151条の19）

事業者は、フォークリフトによる荷物の搬送の業務に使用するパレット又はスキッドについては、次に定めるところによらなければならない。

- ① 積載する荷の重量に応じた十分な強度を有すること。
- ② 著しい損傷、変形又は腐食がないこと。



パレット



3 定期自主検査



フォークリフトは定期的に自主検査を行わなければならない



①

年次検査

(第 151 条の 21)

1 年を超えない期間ごとに 1 回実施・・実施記録を 3 年間保存

(特定自主検査) (第 151 条の 24)

②

月次検査

(第 151 条の 22)

1 月を超えない期間ごとに 1 回実施・・実施記録を 3 年間保存

* 年次・月次自主検査においては、1 年または 1 月を超えない期間（1 年または 1 月）を越えない期間を用いる場合はこの限りでない

③

始業点検

(第 151 条の 25)

その日の作業を開始する前に実施

年次、月次自主点検、始業点検にて、異常を認めたときは、直ちに補修 その他 必要な措置 を講じなければならない

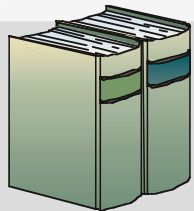
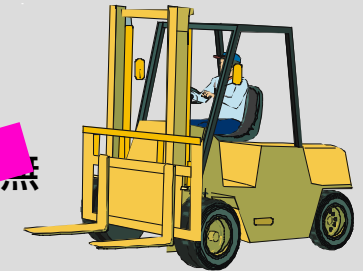
次ページに続く

3-1 年次自主検査

■ 定期自主検査（労働安全衛生規則(抄) 第151条の21）

事業者は、フォークリフトについては、1年を超えない期間ごとに1回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、1年を超える期間使用しないフォークリフトの該当使用しない期間においては、この限りではない。

- ① 圧縮圧力、弁すき間その他原動機の異常の有無
- ② デフアレンシャル、プロペラシャフトその他動力伝達装置の異常の有無
- ③ タイヤ、ホイールベアリングその他走行装置の異常の有無
- ④ かじ取り車輪の左右の回転角度、ナックル、ロッド、ステムその他操縦装置の異常の有無
- ⑤ 制動能力、ブレーキドラム、ブレーキシューその他制動装置の異常の有無
- ⑥ フォーク、マスト、チェーン、ワイヤーその他荷役装置の異常の有無
- ⑦ 油圧ポンプ、油圧モーター、リリーフバルブその他油圧装置の異常の有無
- ⑧ 電圧、電流その他電気系統の異常の有無
- ⑨ 車体、ヘッドガード、バックシールド、警報装置、方向指示器、燈火装置及び計器の異常の有無



年次自主検査記録の保存

年次自主検査を実施したときの記録は、**3年間保存**しなければならない

記録事項＞ 検査月日・検査方法・検査箇所・検査結果

検査を実施した者の氏名・検査の結果にもとづいて
補修等の措置を講じたときはその内容

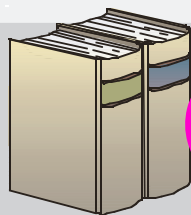
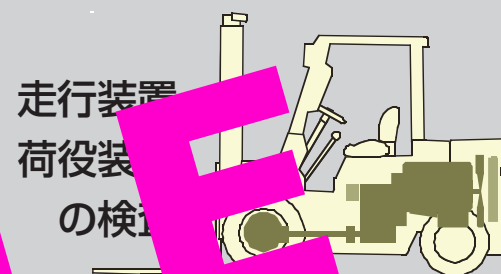


3-2 月次自主検査

■ 定期自主検査（労働安全衛生規則(抄) 第151条の22）

事業者は、フォークリフトについては、1月を超えない期間ごとに1回、定期的に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、1月を超える期間使用しないフォークリフトの当該使用しない期間においては、この限りではない。

- ① 制動装置、クラッチ及び操縦装置の異常の有無
- ② 荷役装置及び油圧装置の異常の有無
- ③ ヘッドガード及びバックレストの異常の有無



年次自主検査記録の保存

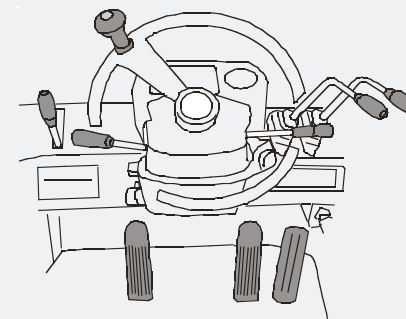
年次自主検査の実施したとき、記録は、**3年間保存**しなければならない

記録の項目は、検査年月日・検査方法・検査箇所・検査結果

検査を実施した者の氏名・検査の結果にもとづいて補修等の措置を講じたときはその内容

実施事項

制動装置、クラッチおよび操縦装置の異常有無
荷役装置および油圧装置の異常有無
ヘッドガードおよびバックレストの異常有無



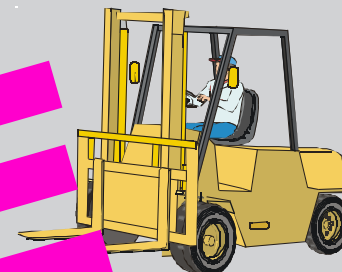


3-3 始業時点検（作業開始前）

■ 定期自主検査（労働安全衛生規則(抄) 第151条の25）

事業者は、フォークリフトを用いて作業を行うときは、その日の作業をする前に、次の事項について点検を行わなければならない。

- ① 制動装置及び操縦装置の機能
- ② 荷役装置及び油圧装置の機能
- ③ 車輪の異常の有無（タイヤを含む）
- ④ 前照灯、後照灯、方向指示器及び警報装置の機能



実施事項

制動装置及び操縦装置の機能

荷役装置及び油圧装置の機能

車輪の異常の有無

前照灯、後照灯、方向指示器および警報装置の機能

■ 補修等（労働安全衛生規則(抄) 第151条の26）

事業者は、第151条の21若しくは第151条の22の自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めたときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。



4 特定自主検査

■ 特定自主検査（労働安全衛生規則(抄) 第151条の24)

フォークリフトに係る特定の自主検査は、第151条の21に規定する自主検査とする。

2 フォークリフトに係る法第45条の第2項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

① 次のいずれかに該当する者で、厚生労働大臣が定める研修を修了したもの

イ 学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、フォークリフトの点検若しくは整備の業務に2年以上従事し、又はフォークリフトの設計若しくは工作の業務に5年以上従事した経験を有する者

ロ 学校教育法による高等学校において工学に関する学科を専攻した者で、フォークリフトの点検若しくは整備の業務に5年以上従事し、又はフォークリフトの設計若しくは工作業務に7年以上従事した経験を有する者

ハ フォークリフトの点検若しくは整備の業務に7年以上従事し、又はフォークリフトの設計若しくは工作業務に7年以上従事した経験を有する者

ニ フォークリフトの運転の業務に10年以上従事した経験を有する者

② その他厚生労働大臣が定める者



4 特定自主検査

目次

次ページ

前ページ

戻る

3 事業者は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第5項に規定する運行(以下「運行」という。)の用に供するフォークリフト(同法第48条第1項の適用を受けるものに限る。)について、同項の規定に基づいて点検を行った場合には、当該点検を行った部分については第151条の21の自主検査を行うことを要しない。

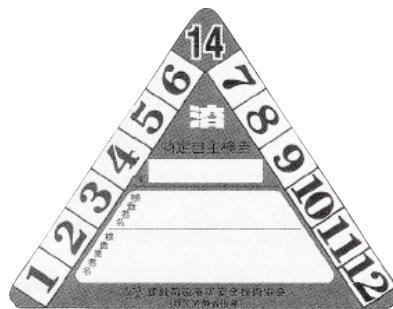
4 フォークリフトに係る特定自主検査を検査業者に実施させた場合における前条の規定の適応については、同条第5号中「検査を実施した者の氏名」とあるのは、「検査業者の名称」とする。

5 事業者は、フォークリフトに係る自主検査を行ったときは、当該フォークリフトの目立つ箇所に、特定自主検査を行った年月を明らかにすることができる検査標章を貼付しなければならない。

SAMPLE



事業所内の検査者が検査した場合

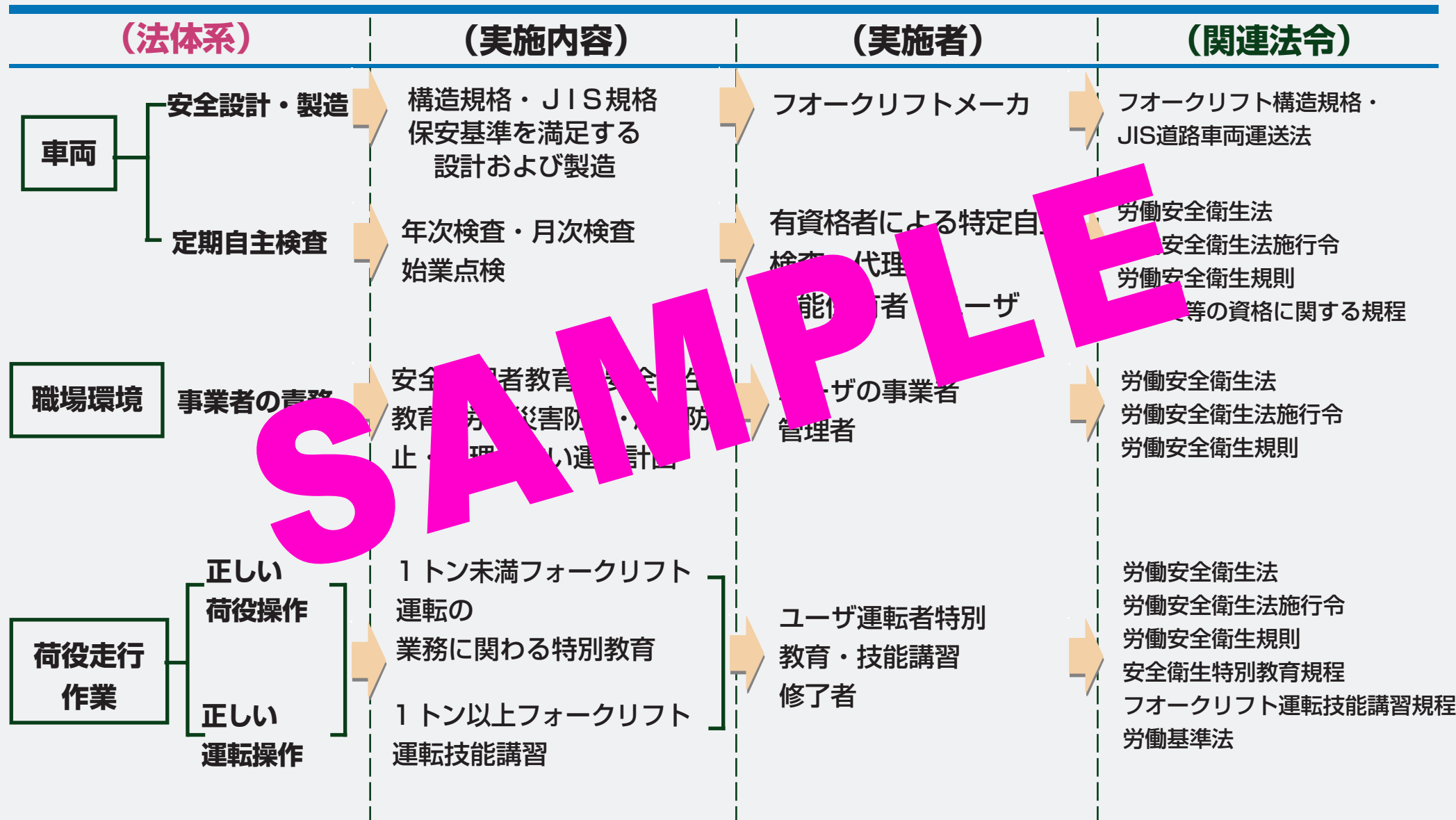


検査業者が検査した場合



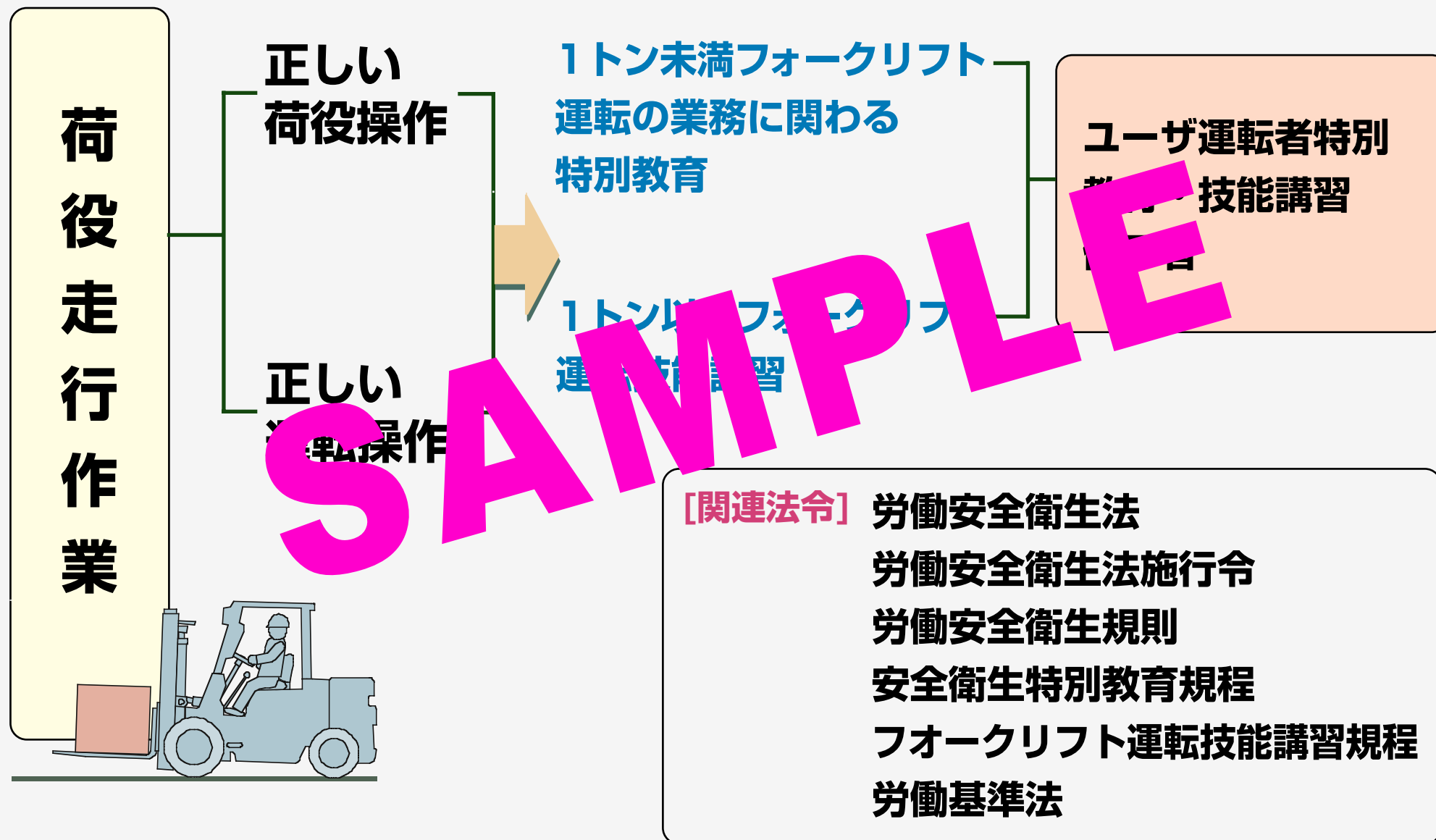
5 フォークリフト関連法体系

安全なフォークリフトを設計・製造し、定期点検により必要な機能の維持を図り、働く職場環境を整備し、安全な運転操作により十分な機能を発揮させる法体系



6 荷役作業にかかわる法体系

安全な運転操作により十分な機能を発揮させるための関連法令



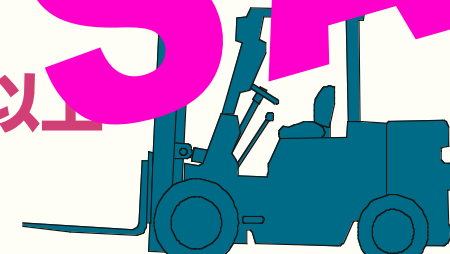
7 フォークリフトの運転業務資格

■ 就業制限に係る業務（労働安全衛生法施行令(抄) 第20条の⑪）

法第61条第1項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

- ⑪ 最大荷重(フォークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができる最大の荷重をいう。)が1トン以上のフォークリフトの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務

構内作業での正しい運転操作、荷役操作に対する資格区分

最 大 荷 重	技能講習修了証	特別修了者
1 トン未満 	○	○
1 トン以上 	○	×

* **最大荷重** とは、フォークリフトの構造および材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができる最大の荷重

* 業務に従事するときは、これに係わる修了証その他資格を証する書面、免許証を携帯しなければならない

8 技能講習修了証の再交付・書替え

(労働安全衛生規則 第82条)

技能講習修了証

滅失・損傷・・・再交付が必要

本籍または氏名の変更・・・書替えが必要

再交付または書換えの必要が生じた場合、登録教習機関または都道府県労働局長に届け出て、再交付または書換えをしなければならない



登録教習機関



都道府県労働局

* 届出の際は、登録教習機関（講習修了証を取得した講習所）を優先すること

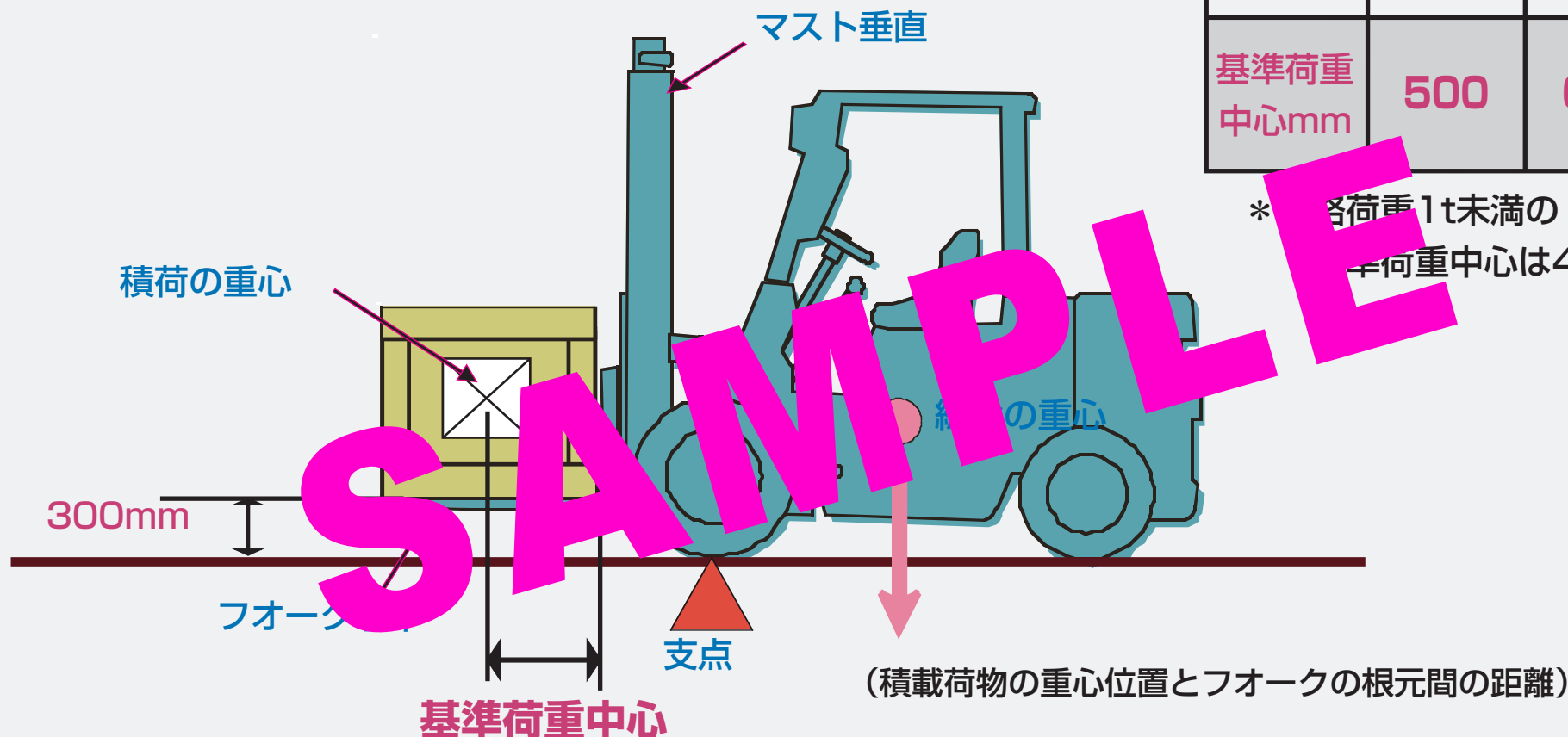
9 フォークリフトの基準荷重中心

基準負荷状態

基準荷重中心

定格荷重 (トン)	1以上～ 5未満	5以上～ 15未満
基準荷重 中心mm	500	600

* 定格荷重1t未満の
基準荷重中心は400mm



基準荷重中心に **最大荷重** を積載し、フォーク上面を **地上 300mm** とした状態を **基準負荷状態** といい、この値が **許容荷重を判断する基準値** となる



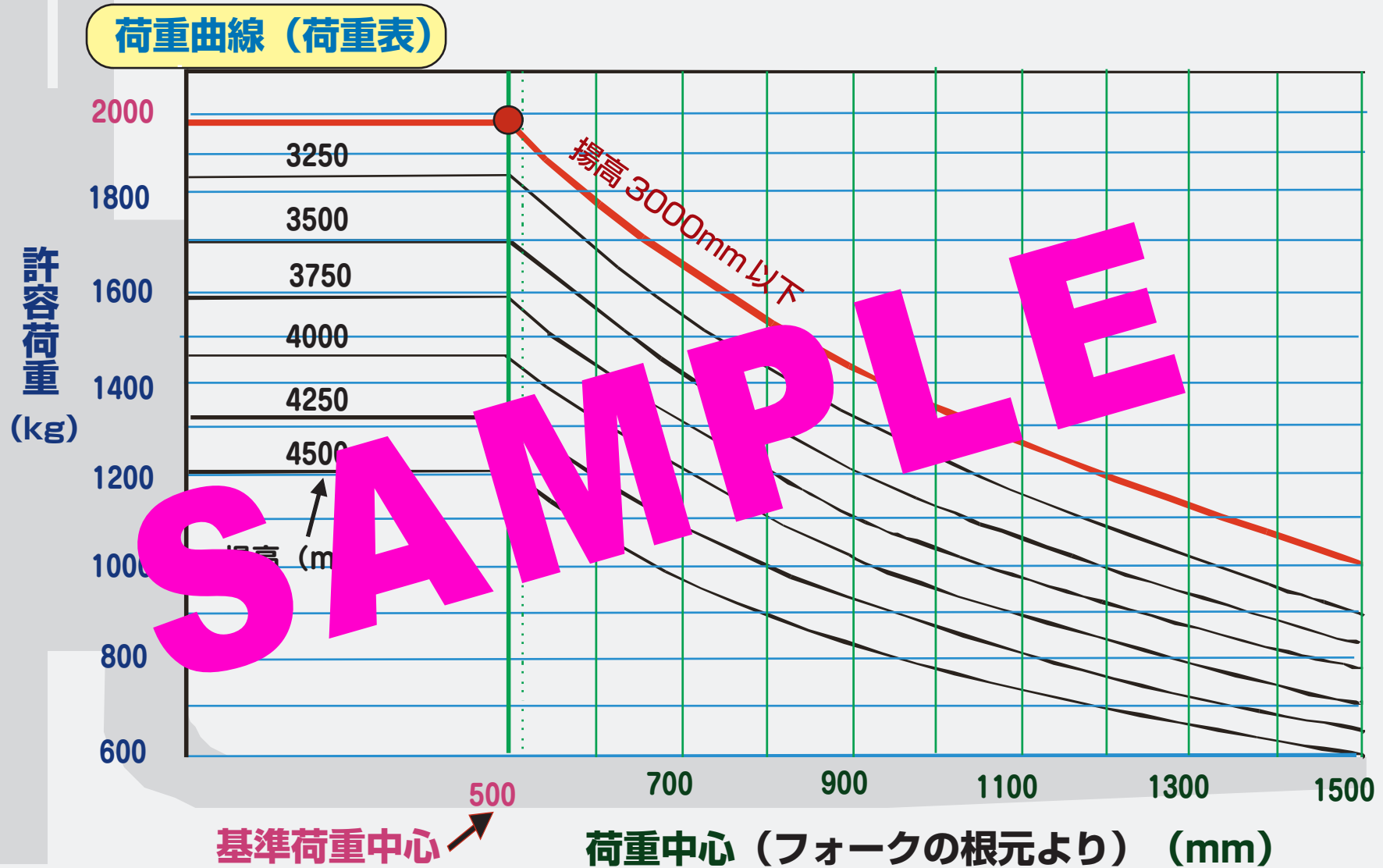
10 フォークリフトの定格荷重・許容荷重

目次

次ページ

前ページ

戻る



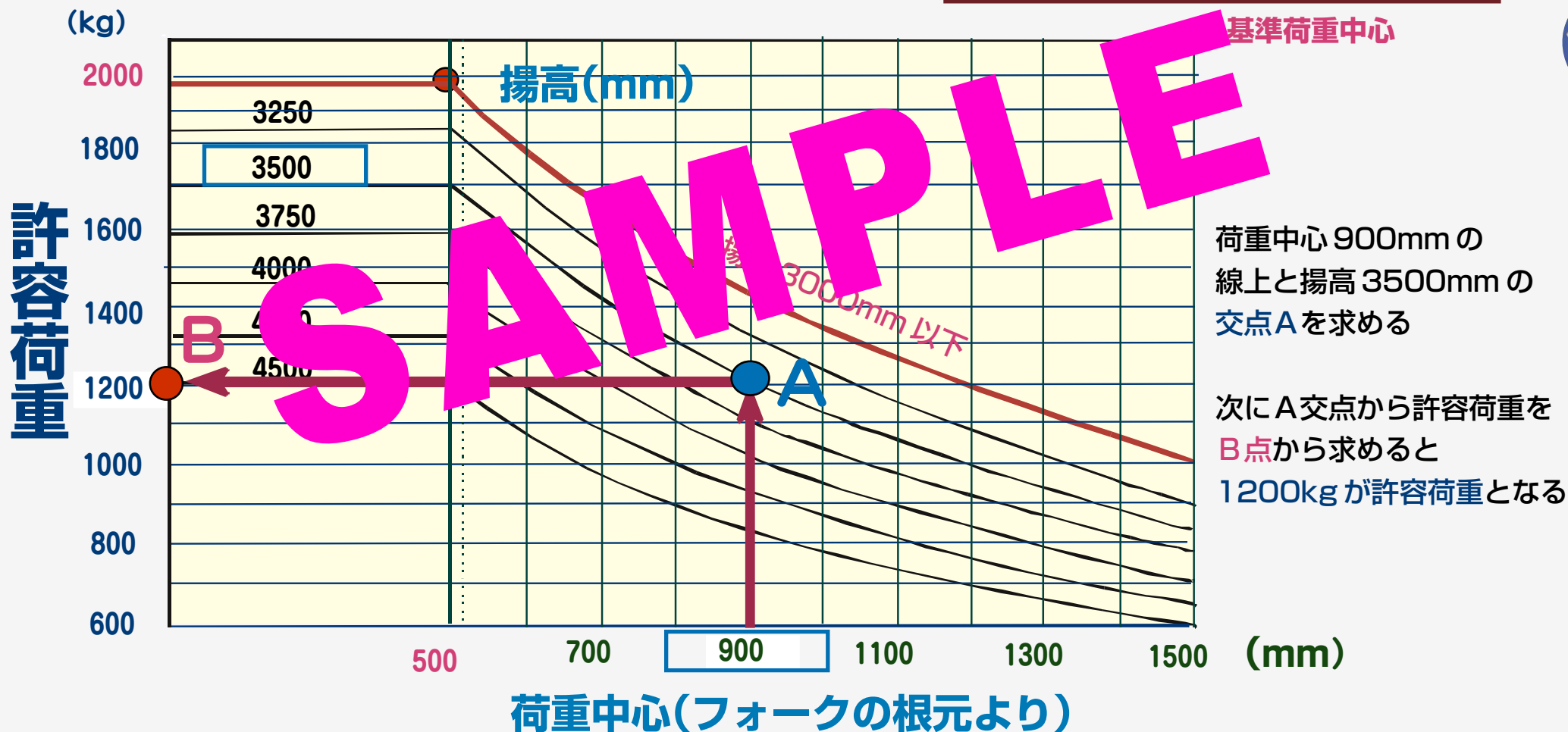
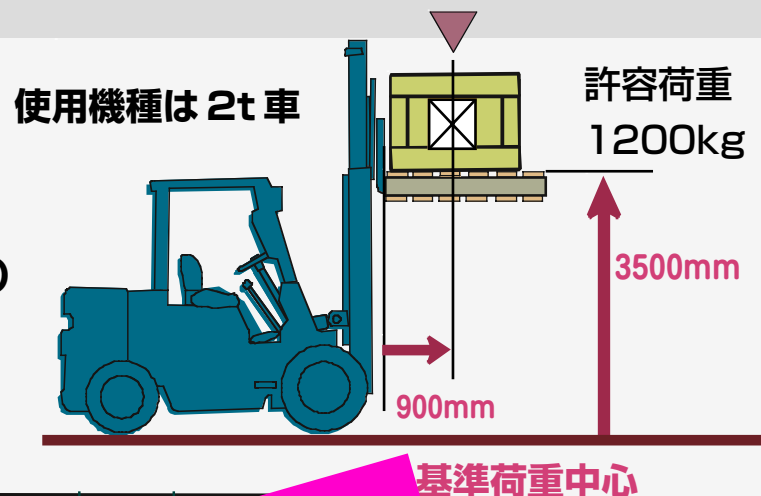
次ページに続く ➡



許容荷重の求め方

(例)

右図にて、荷を揚高3500mm、荷重中心が900mmの状況にて積載できる許容荷重を求める



11 フォークリフト構造規格

安定度（フォークリフト構造規格 第1条）

フォークリフト(サイドフォークリフト及びリーチフォークリフトを除く。

以下この条において同じ。)は、次の表の上欄に掲げる安定度の区分に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げるフォークリフトの状態において、同表の下欄に掲げるこう配の床面においても転倒しない前後及び左右の安定度を有するものでなければならない。

安定度の区分	フォークリフトの状態	こう配(パーセント)
前後の安定度	基準負荷状態にした後、フォークを最高に上げた状態	12% (最大荷重が1トン以下のフォークリフトにあっては5.5%)
	走行時の基準無負荷状態	18%
左右の安定度	基準負荷状態にした後、フォークを最高に上げた状態でマストを最大に後傾した状態	6%
	走行時の基準負荷状態	15+1.1V

- 1 この表において、基準負荷状態とは、基準荷重中心に最大荷重の荷を負荷させ、マストを垂直にしフォークの上面を床上30センチメートルとした状態をいう。
- 2 この表において、走行時の基準負荷状態とは、基準負荷状態にした後、マストを最大の後傾した状態をいう。
- 3 この表において、走行時の基準無負荷状態とはマストを垂直にし、フォークの上面を床上30センチメートルとした状態にした後、マストを最大に後傾した状態をいう。
- 4 この表において、Vは、フォークリフトの最高速度(単位 キロメートル毎時)の数値を表わすものとする。(次条及び第3条の表において同じ)

次ページに続く ➡



■ サイドフォーク（フォークリフト構造規格 第2条）

サイドフォークリフトは、次の表の上欄に掲げる安定度の区分に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げるサイドフォークリフトの状態において、同表の下欄に掲げるこう配の床面においても転倒しない前後及び左右の安定度を有するものでなければならない。

安定度の区分	フォークリフトの状態	こう配(単位 パーセント)
前後の安定度	基準負荷状態にした後、アウトリガーを出し、リーチを最大に伸ばし、フォークを最大に上げた状態	
	走行時の基準負荷状態	18%
左右の安定度	基準負荷状態にした後、アウトリガーを出し、リーチを最大に伸ばし、フォークを最大に上げた状態	6% (最大荷重が5トン以上のフォークリフトにあっては、3.5%)
	走行時の基準負荷状態	15+1.1V

備考

- 1 この表において、基準負荷状態とは、基準荷重中心に最大荷重の荷を負荷させ、リーチを完全に戻し、マストを垂直にし、フォークを水平にし、当該荷を荷台にのせ、フォークの上面を床上30センチメートルとした状態をいう。
- 2 この表において、走行時の基準負荷状態とは、基準負荷状態にした後、マスト及びアウトリガーを引き込めた状態をいう。
- 3 この表において、走行時の基準負荷状態とは、リーチを完全に戻し、マストを垂直にし、フォークを水平にし、フォークの上面を床上30センチメートルとした状態をいう。(次条の表において同じ。)

12 フォークリフト運転技能講習規定

■ 講習科目の範囲及び時間（フォークリフト運転技能講習規定 第2条）

技能講習のうち学科講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により行うものとする。

講習科目	範 囲	講習時間
フォークリフトの走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	フォークリフト原動機、動力伝達装置、走行装置、荷役装置及び制動装置並びに方向指示器、警報装置その他のフォークリフトの走行に関する附属装置の構造及び取扱いの方法	4時間
フォークリフトの荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	フォークリフト荷役装置、油圧シリンダ全弁を含む（油圧シリンダ及び油圧ポンプ並びにバックレスト並びにラム、バックレストその他のフォークリフトの荷役に関する附属装置の構造及び取扱いの方法	4時間
フォークリフト運転に必要な力学に関する知識	力(合成、分解、つり合い及びモーメント)質量重心及び物の安定 速度及び加速度 荷重 応力材料の強さ	2時間
関係法令	労働安全衛生法(昭和47 年法律第57 号)、労働安全衛生法施行令(昭和47 年政令第318 号)及び労働安全衛生規則中の関係条項	1時間



2 技能講習のうち実技講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により行うものとする。

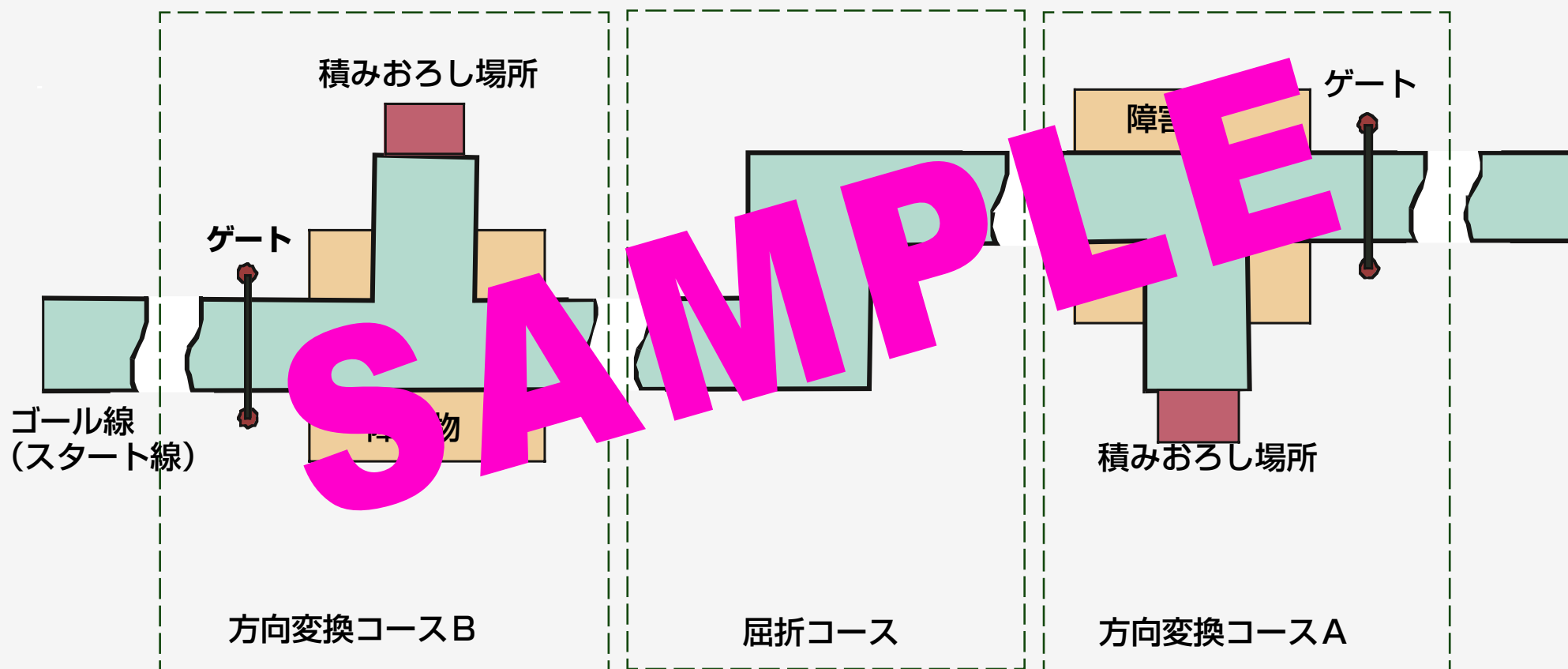
講習科目	範囲	講習時間
フォークリフトの走行の操作	基本操作 定められたコースによる 基本走行及び応用走行	20時間
フォークリフトの荷役の操作	基本操作 フォークの抜き差し 荷の配列及び積み重ね	4時間

SAMPLE

13 運転技能講習実技試験コース規程

【実技試験コース】

試験用フォークリフトは、最大荷重 1t 以上の車両で実施する







同梱のCD-ROM(以下「本CD-ROM」という)を開封される前に、下記の契約内容(以下「本契約内容」という)を必ずお読みください。お客様は本契約内容に同意いただいた場合のみ、本CD-ROMを使用いただくことが出来ます。本CD-ROMを開封された場合には、本契約を同意いただいたものとみなし、本契約が成立します。もし、本契約内容に同意いただけない場合には、ご購入30日以内に限り、代金返還に対応しますので、ご購入先又は有限会社ヒロテック(以下「ヒロテック」という)までご連絡ください。

使用許諾

ヒロテックは、本教材の使用者が次の範囲で本CD-ROMを使用されることを許諾します。

本CD-ROMを日本国内において1台のコンピュータ上で使用すること。

本CD-ROMに収録されているすべてのデータ(以下「本データ」という)を閲覧すること。

◆禁止事項

ヒロテックは、本教材の使用者が以下の行為をすることを禁止します。

本CD-ROMを同時に複数のコンピュータで使用すること。(ネットワークによる利用を含みます)

本CD-ROMを日本国外で使用すること。

本CD-ROMの複製または本CD-ROMを他の記録媒体(ハードディスクを含む)に複製すること。

本データを閲覧以外の目的に利用すること。

本データを営利目的で紙媒体に印刷し販売すること。

本CD-ROMの内容の一部または全部をヒロテックに無断でインターネット上に掲載することまたは第三者に貸与・譲渡・販売すること。

◆著作権の帰属

本教材ならびに付属する取り扱い説明書等のソフトウェアの著作権は、ヒロテックに帰属しています。

◆免責事由

本CD-ROMに収録されている本データと実際のデータまたは事実とに相違がある場合も、ヒロテックは責任を負いません。本CD-ROMに収録されている本データは、ヒロテックの都合により予告なく変更する場合があります。ヒロテックはいかなる場合でも、本CD-ROMのご使用によって、あるいは本CD-ROMの瑕疵・誤謬によって、生じたいかなる損害(逸失利益、プログラムやデータの損失、PCの破損等)に対しても責任を負いません。

◆保証

本CD-ROMに物理的瑕疵があることを発見された場合は、ご購入後30日間に限り、正常な製品と無償で交換させていただきますので、すみやかに購入先にご連絡ください。ヒロテックは、本条に定める以外の保証はいたしません。

◆契約の解除

お客様が本契約書の条項及び条件に違反した場合、ヒロテックはただちに本契約を解除することが出来ます。この場合、またお客様自身が本契約を解除しようとする場合は、お客様は本CD-ROMに含まれる全ての本データを破棄しなければなりません。なお、本契約成立後は、本CD-ROMの購入代金は一切返還いたしません。

◆契約期間

本契約は、お客様が本CD-ROMのパッケージを開封されたときから発行し、お客様またはヒロテックがこの契約を解除するときまで有効とします。

有限会社ヒロテック

〒350-1103

埼玉県川越市霞ヶ関東5-27-22

遠山ビル1F

FAX 049-231-3266

URL <http://www.hirotech.jp/>